1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)の概要

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

2. 平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、平成25年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

○ 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	14.2	118.9
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)

備考

1 「実質赤字比率」の「―」は、実質赤字額がないことを示します。
2 「連結実質赤字比率」の「―」は、連結実質赤字額がないことを示します。
3 各比率の括弧内数値は、八戸市の早期健全化基準を示します。

○ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)
自動車運送事業	―
市民病院事業	―
地方卸売市場 八戸市魚市場	―
都市計画 下水道事業	―
中央卸売市場	―
農業集落排水事業	―

備考

1 「資金不足比率」の「―」は、資金不足額がないことを示します。
2 経営健全化基準は、「20%」です。

3. 健全化判断比率・資金不足比率の算定について

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率 ・・・・・・・ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率 ・・・・ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{全会計の実質赤字額(資金不足額)}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率 ・・・・・・ 一般会計等が負担する元利償還金等(公営企業の元利償還金に充てる一般会計からの繰出金等を含む)の標準財政規模に対する比率 (※過去3年度間の平均)

$$\frac{\text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} - \text{(特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

④ 将来負担比率 ・・・・・・・・ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

将来負担額 ＝ ①～⑧の合計額

① 24年度末における一般会計等の地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額
③ 一般会計等以外の会計の一般会計等からの繰入見込額
④ 組合等地方債の元金充当負担見込額
⑤ 退職手当負担見込額
⑥ 設立法人等への負担見込額
⑦ 連結実質赤字額
⑧ 組合等の連結赤字相当額への負担見込額

(2) 資金不足比率 ・・・・・・・・・・・ 公営企業における資金不足額(一般会計等の実質赤字に相当する額)の営業収益等に対する比率

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

4. 早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準について

「健全化判断比率」が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を、また「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を、それぞれ策定する必要があります。

	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準
実質赤字比率	11.25%	20.00%	
連結実質赤字比率	16.25%	35.00%	
実質公債費比率	25.0%	35.0%	
将来負担比率	350.0%		
資金不足比率			20.0%